

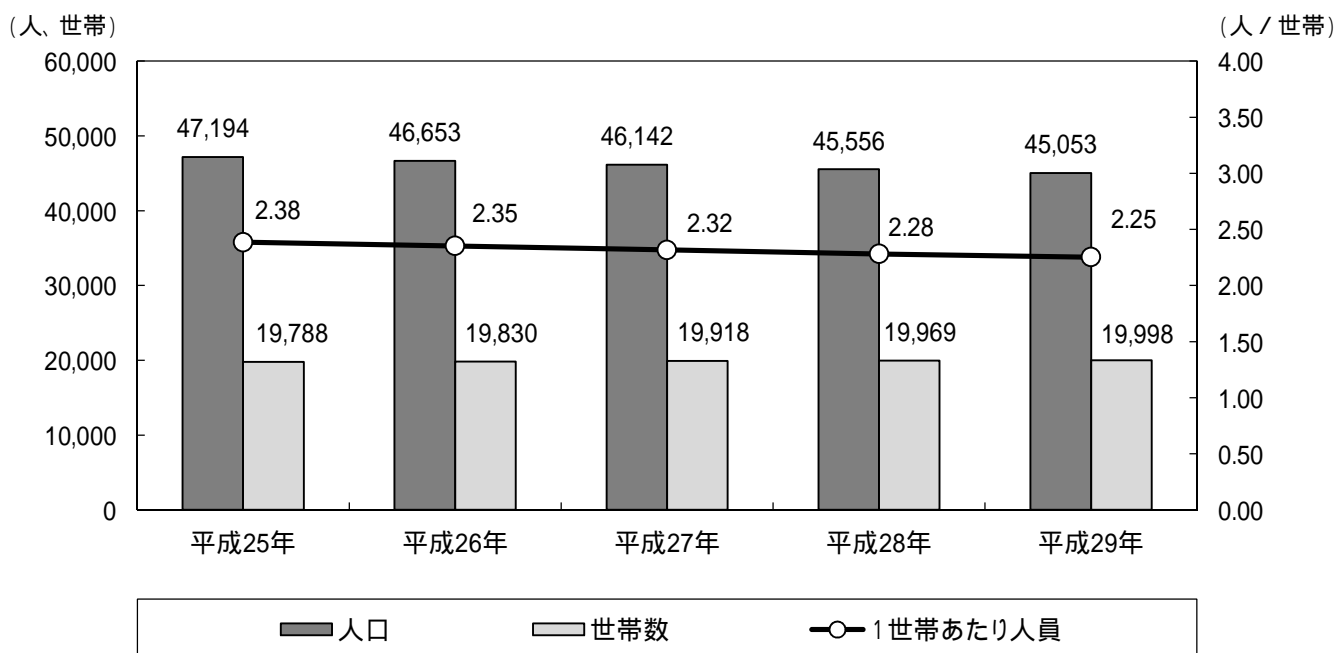
第2章 淡路市の現状

第1節 障がいのある方を取り巻く現状

1. 人口の推移

淡路市の人口の推移をみると、本市の総人口は減少傾向が続いており、平成25年から平成29年にかけて2,141人の減少となっています。一方、世帯数については、ゆるやかな増加傾向にあり、1世帯あたり人員数は減少傾向にあることから、一人暮らしや夫婦のみ世帯の増加がうかがえます。

人口と世帯の推移



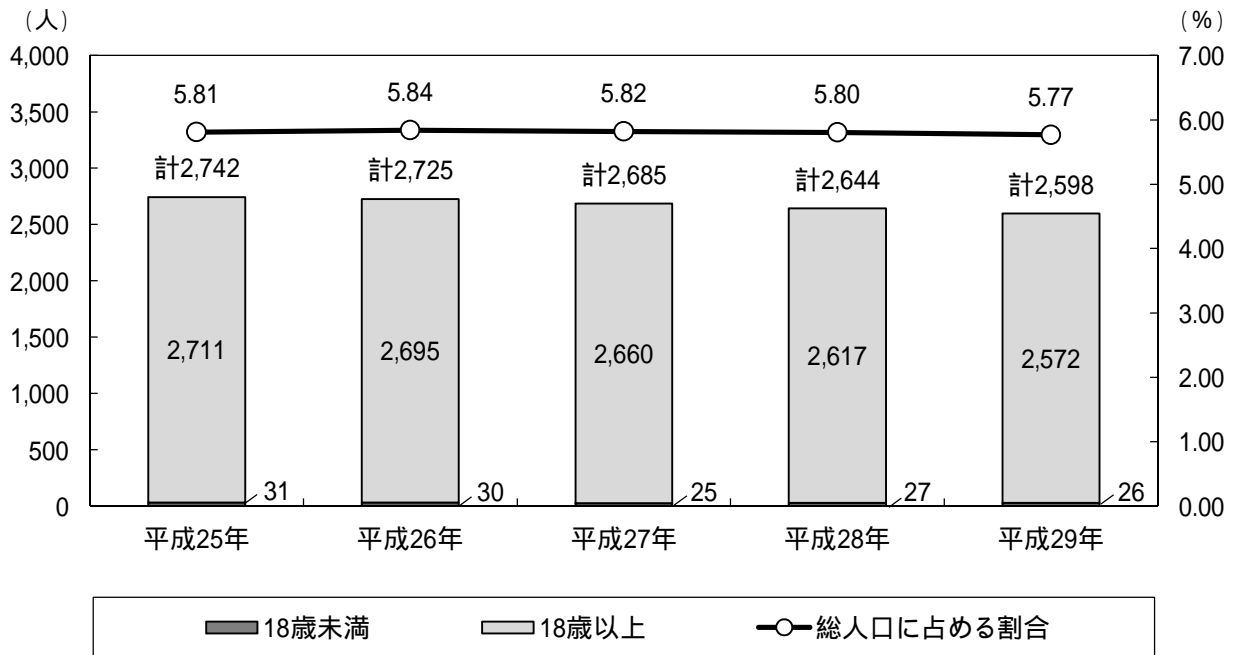
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
人口(人)	47,194	46,653	46,142	45,556	45,053
世帯数(世帯)	19,788	19,830	19,918	19,969	19,998
1世帯あたり 人員数(人/世帯)	2.38	2.35	2.32	2.28	2.25

資料:住民基本台帳(各年3月末日現在)

2. 身体障害者手帳所持者数の推移

本市の身体障害者手帳所持者数は、わずかながら減少傾向で推移しています。平成28年度は2,598人となっており、本市の総人口45,053人に対して5.77%を占めています。

年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移と総人口に占める割合

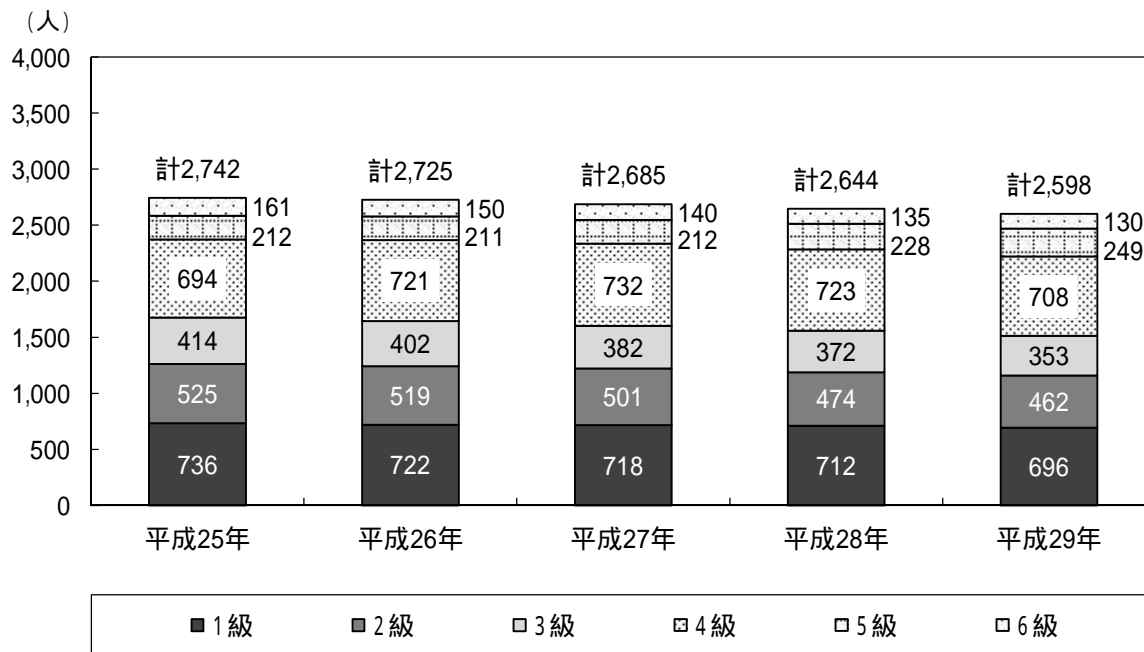


	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
18歳未満(人)	31	30	25	27	26
18歳以上(人)	2,711	2,695	2,660	2,617	2,572
合計(人)	2,742	2,725	2,685	2,644	2,598
総人口に占める割合(%)	5.81	5.84	5.82	5.80	5.77

資料: 手帳所持者数 / 地域福祉課調べ(各年3月末日現在)
 総人口 / 住民基本台帳(各年3月末日現在)

障がいの等級別で見ると、平成 28 年度で 4 級が 708 人と最も多く、次いで 1 級が 696 人とほぼ並んでいます。さらに続いて 2 級が 462 人となっています。

障がいの等級別身体障害者手帳所持者数の推移



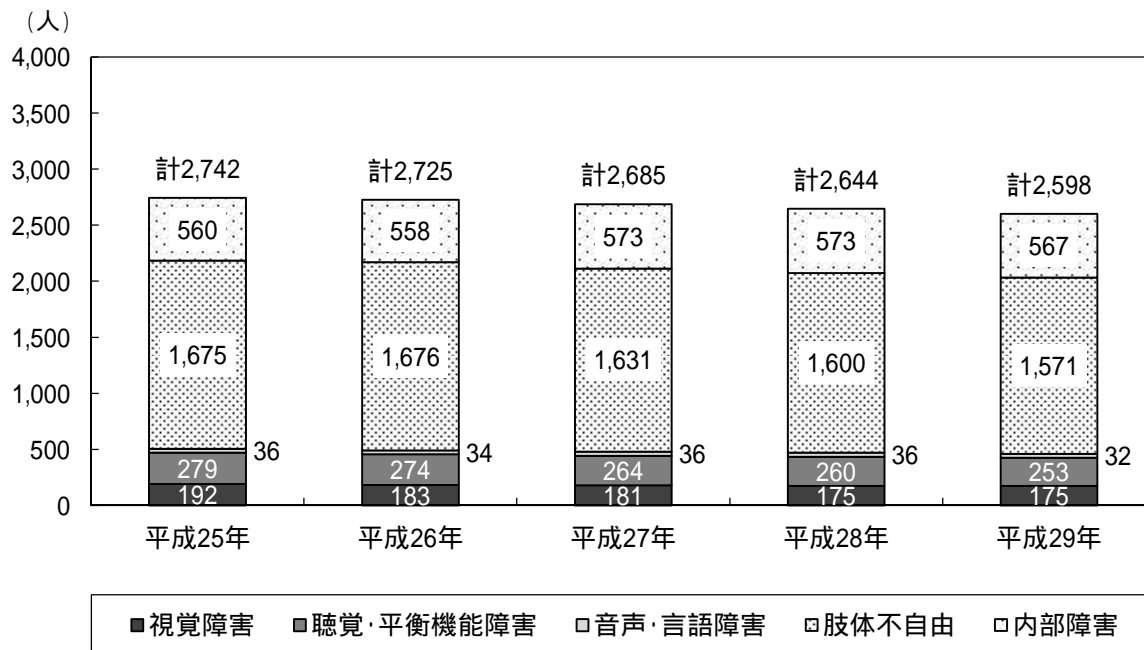
(単位:人)

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
1級	736	722	718	712	696
2級	525	519	501	474	462
3級	414	402	382	372	353
4級	694	721	732	723	708
5級	212	211	212	228	249
6級	161	150	140	135	130
合計	2,742	2,725	2,685	2,644	2,598

資料:地域福祉課調べ(各年3月末日現在)

障がいの種類別で見ると、平成 28 年度で肢体不自由が 1,571 人と最も多く、次いで内部障害が 567 人となっています。

障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移



(単位:人)

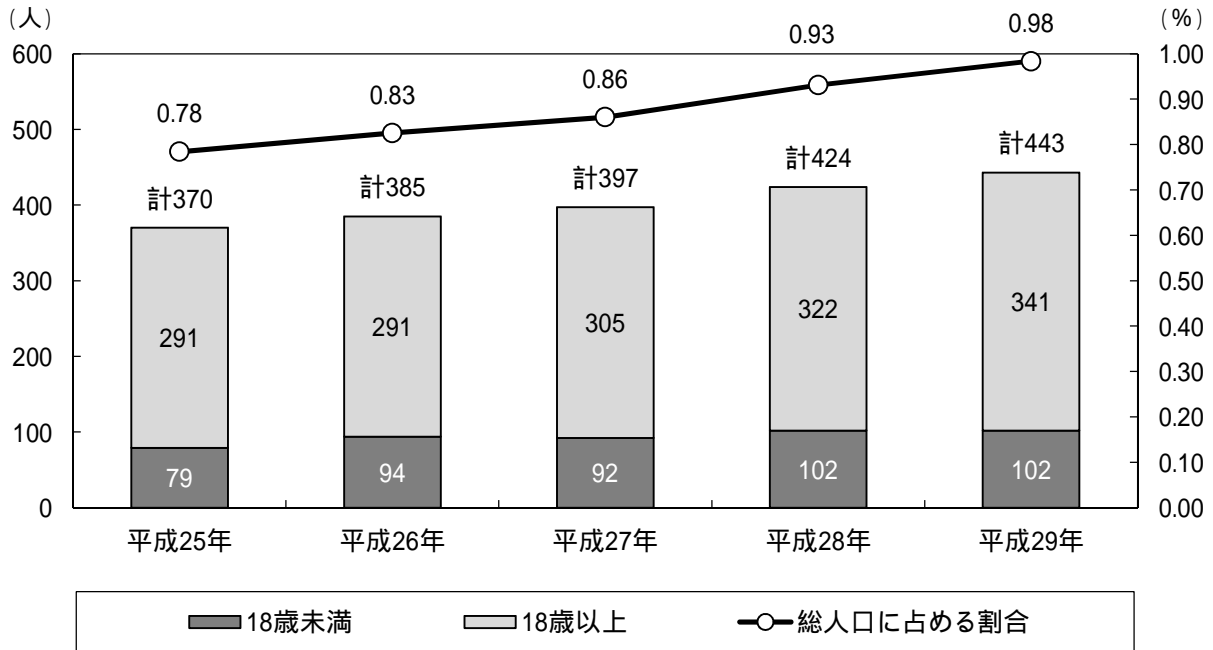
	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
視覚障害	192	183	181	175	175
聴覚・平衡機能障害	279	274	264	260	253
音声・言語障害	36	34	36	36	32
肢体不自由	1,675	1,676	1,631	1,600	1,571
内部障害	560	558	573	573	567
合計	2,742	2,725	2,685	2,644	2,598

資料:地域福祉課調べ(各年3月末日現在)

3.療育手帳所持者数の推移

本市の療育手帳所持者数は増加傾向にあり、平成28年度は443人と、本市の総人口45,053人に対して0.98%を占めています。

年齢階層別療育手帳所持者数の推移と総人口に占める割合

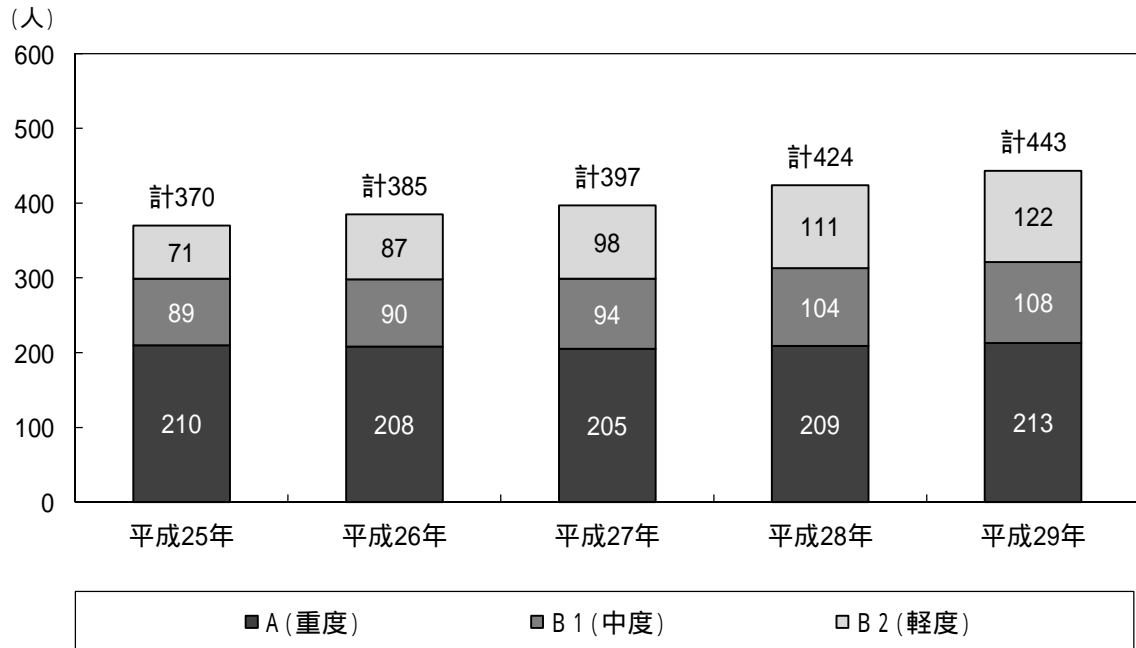


	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
18歳未満(人)	79	94	92	102	102
18歳以上(人)	291	291	305	322	341
合計(人)	370	385	397	424	443
総人口に占める割合(%)	0.78	0.83	0.86	0.93	0.98

資料:手帳所持者数/地域福祉課調べ(各年3月末日現在)
 総人口/住民基本台帳(各年3月末日現在)

障がいの等級別で見ると、平成 28 年度で A（重度）が 213 人と最も多くなっています。次いで B 2（軽度）が 122 人となっています。平成 28 年度を平成 24 年度と比べると、A（重度）の人数に大きな変化はなく、B 1（中度）と B 2（軽度）の人数が増加しています。

障がいの等級別療育手帳所持者数の推移



(単位:人)

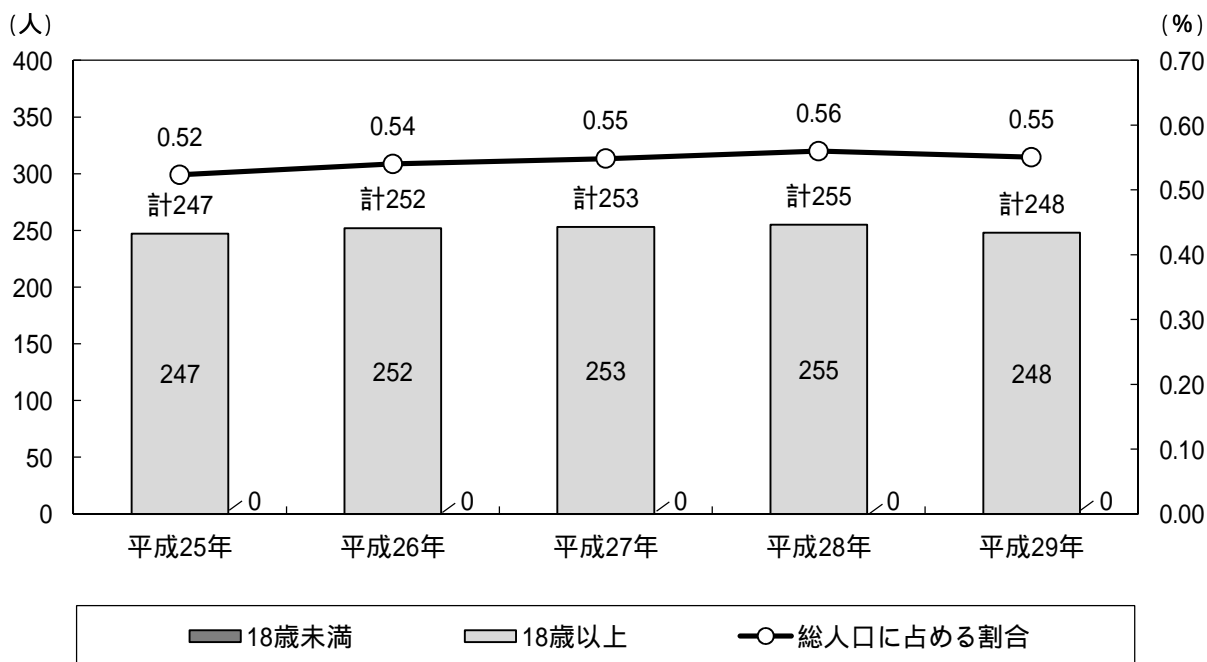
	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
A (重度)	210	208	205	209	213
B 1 (中度)	89	90	94	104	108
B 2 (軽度)	71	87	98	111	122
合計	370	385	397	424	443

資料:地域福祉課調べ(各年3月末日現在)

4. 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向が続いていましたが、平成28年度は平成27年度よりやや人数が少ない248人となり、本市の総人口45,053人に対して0.55%を占めています。

年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移と総人口に占める割合



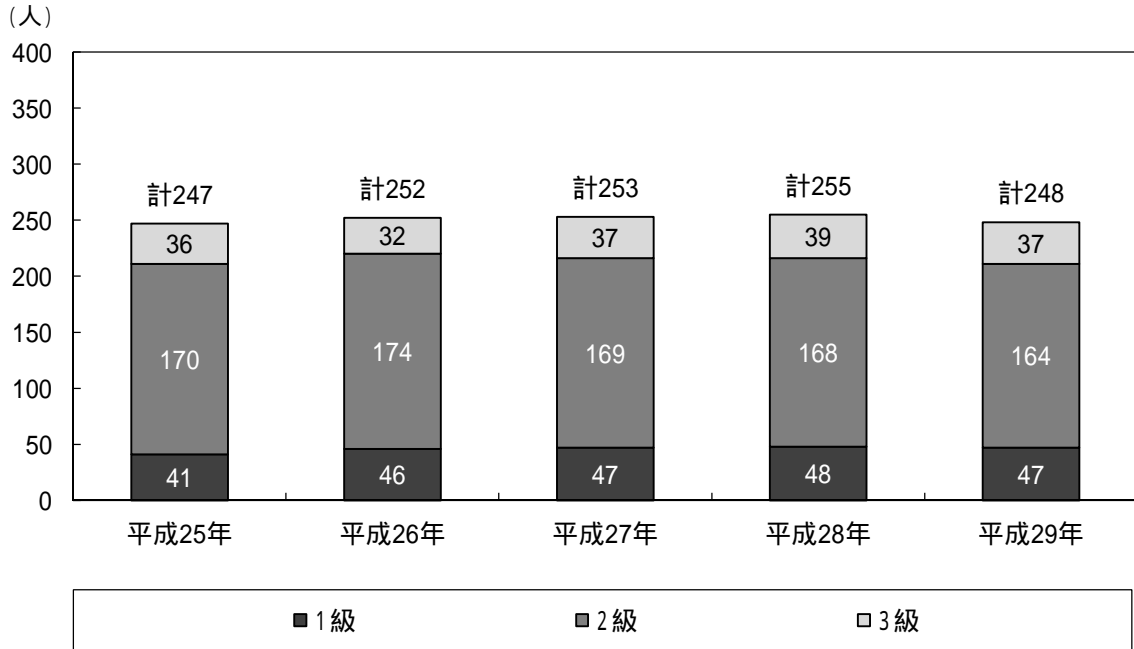
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
18歳未満(人)	0	0	0	0	0
18歳以上(人)	247	252	253	255	248
合計(人)	247	252	253	255	248
総人口に占める割合(%)	0.52	0.54	0.55	0.56	0.55

資料: 手帳所持者数 / 地域福祉課調べ(各年3月末日現在)

総人口 / 住民基本台帳(各年3月末日現在)

障がいの等級別でみると、平成 28 年度で 2 級が 164 人と最も多くなっています。平成 24 年度と比較すると、1 級が 6 人の増加となっています。

障がいの等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



(単位:人)

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
1級	41	46	47	48	47
2級	170	174	169	168	164
3級	36	32	37	39	37
合計	247	252	253	255	248

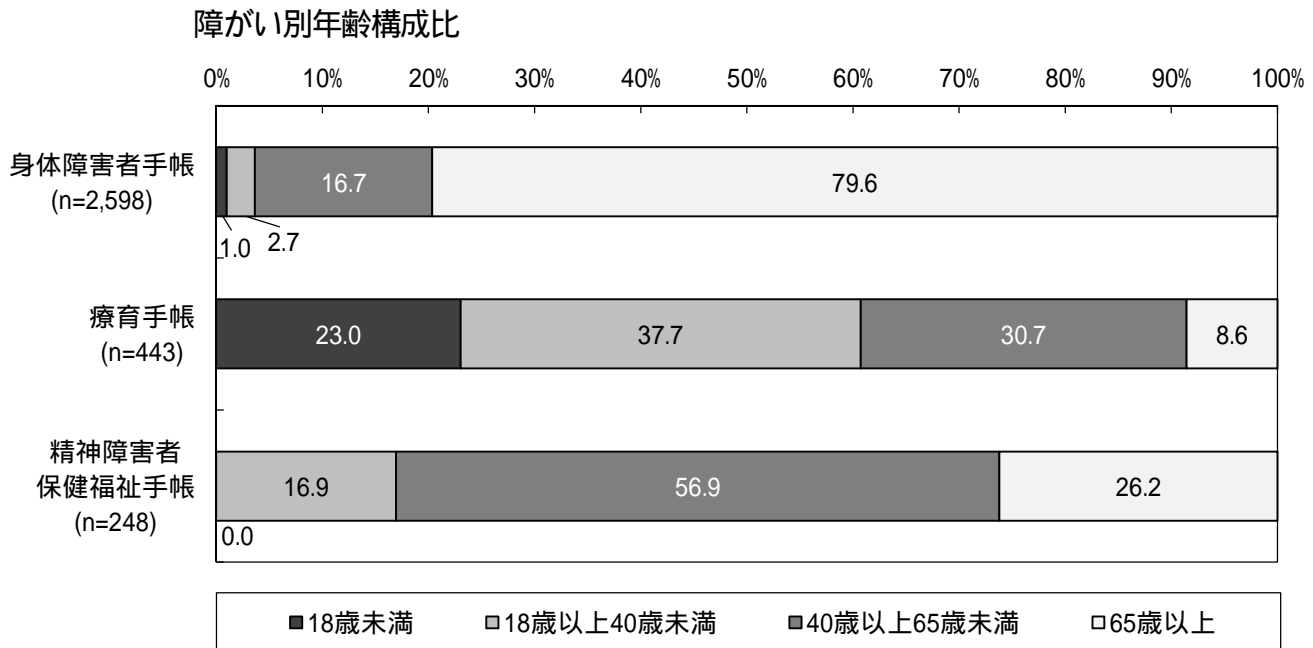
資料:地域福祉課調べ(各年3月末日現在)

5. 障がい者の年齢構成

手帳所持者数の年齢構成をみると、身体障害者手帳所持者は65歳以上が79.6%を占めています。

療育手帳所持者は、18歳未満が23.0%、18歳以上40歳未満が37.7%と40歳未満の方が約60%となっています。

精神障害者保健福祉手帳は、40歳以上65歳未満が56.9%と高くなっています。



	合計	18歳未満	18歳以上 40歳未満	40歳以上 65歳未満	65歳以上
身体障害者手帳	2,598	26	69	434	2,069
療育手帳	443	102	167	136	38
精神障害者保健福祉手帳	248	0	42	141	65

資料: 地域福祉課調べ (平成 29 年 3 月末日現在)

第2節 障がいのある方の福祉に関するアンケート調査概要

1. 調査について

「第3次淡路市障がい者基本計画・第5期淡路市障がい福祉計画・第1期淡路市障がい児福祉計画」を策定するにあたり、障がいのある方の生活状況や福祉サービスの利用状況およびご意見などを把握し、計画策定の基礎資料を得ること、また障がい者福祉施策を進める際の参考とすることを目的に「障がいのある方の福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

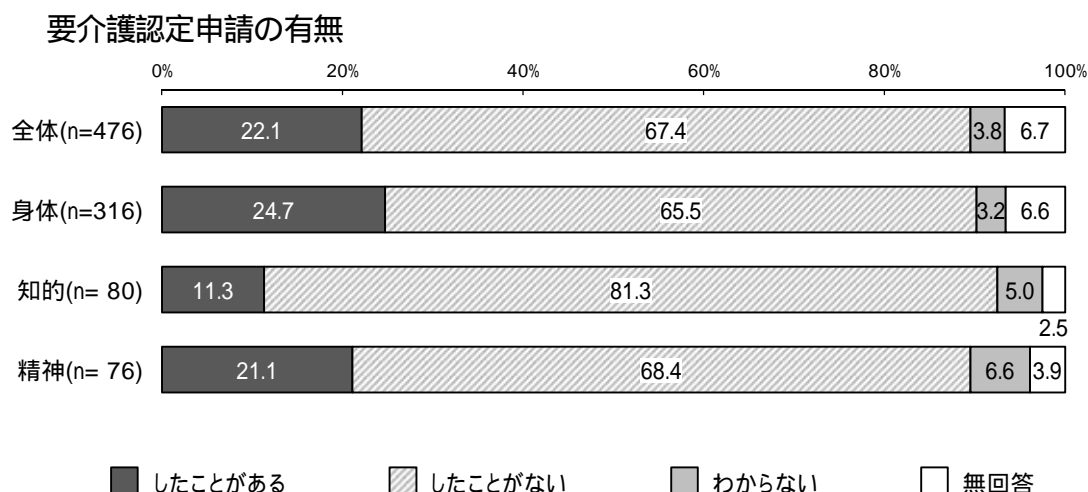
2. 調査の概要

障がいのある方の福祉に関するアンケート調査	
調査対象者	平成29年7月1日現在、淡路市に居住している身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者、障害福祉サービス利用者、自立支援医療（精神通院医療）利用者
配布数	1,399通 （身体障害者手帳所持者539通、療育手帳所持者156通、精神障害者保健福祉手帳所持者145通、障がい福祉サービス利用者465通、自立支援医療（精神通院医療）利用者94通）
調査方法	郵送配布・郵送回収または手渡しによる配布・回収
有効回答数/率	657通（47.0%）
調査期間	平成29年8月10日～8月31日

3. 調査結果の概要

（1）要介護認定申請の有無

40歳以上の方の介護保険サービスの要介護認定申請の有無についてみると、全体では「したことがある」が22.1%となっています。「したことがある」の割合は、身体で24.7%、知的で11.3%、精神で21.1%となっています。

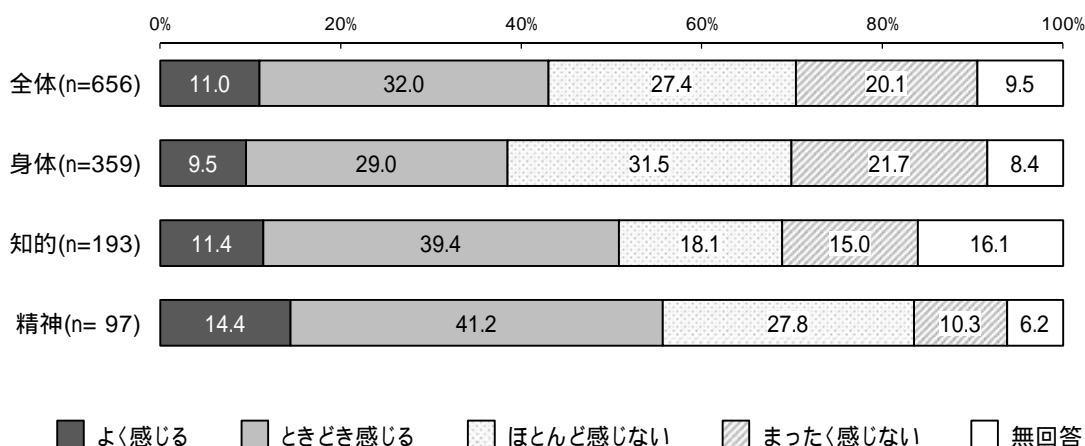


(2) 障がいがあるために差別や偏見を感じることに、感じたとき

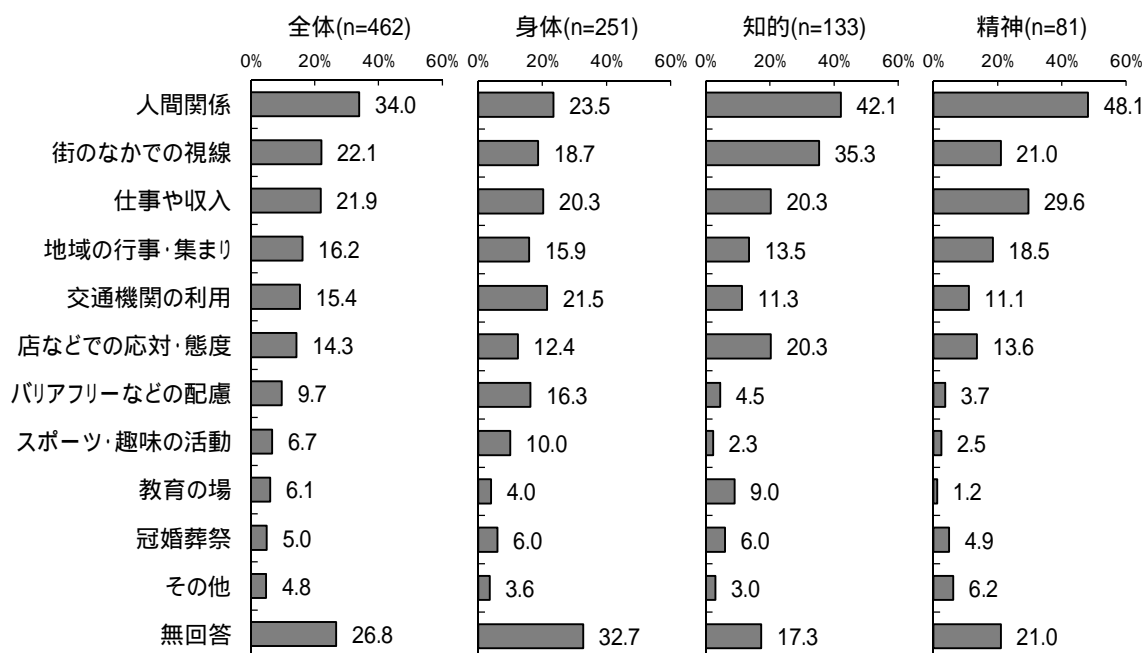
日常生活において差別や偏見を感じるかについてみると、全体では「よく感じる」と「ときどき感じる」を合計した『感じる』が43.0%、「ほとんど感じない」と「まったく感じない」を合計した『感じない』が47.5%となっています。『感じる』の割合は、身体で38.5%、知的で50.8%、精神で55.6%となっており、身体では『感じない』が53.2%と高くなっています。

どのようなときに差別や偏見を感じたかについてみると、身体では「人間関係」、「交通機関の利用」、「仕事や収入」、「街のなかでの視線」がいずれも約20%となっています。知的では、「人間関係」が42.1%で最も高く、次いで「街のなかでの視線」が35.3%、「仕事や収入」、「店などでの対応・態度」がともに20.3%となっています。精神では、「人間関係」が48.1%、「仕事や収入」が29.6%となっています。

差別や偏見を感じること



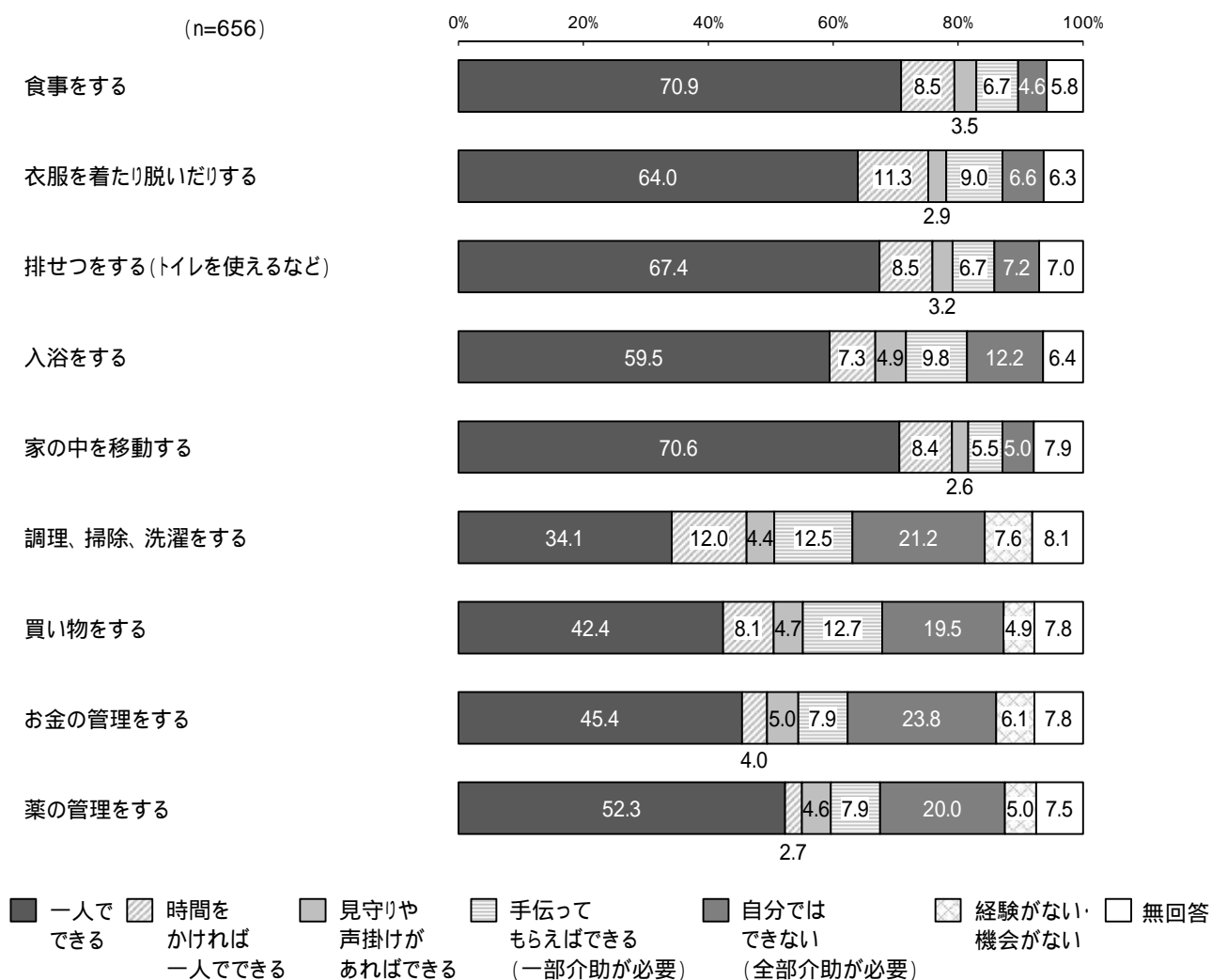
どのようなときに差別や偏見を感じたか



(3) 日常生活動作

日常生活の状況についてみると、食事、更衣、排せつ、入浴、家の中での移動などの基本的な活動については、「一人でできる」が約60~70%を占めています。一方、調理、買い物、金銭管理、服薬管理などの活動については、「一人でできる」が約30~50%にとどまり、「自分ではできない(全部介助が必要)」が約20%、「手伝ってもらえばできる(一部介助が必要)」が約10%となっています。

日常生活動作

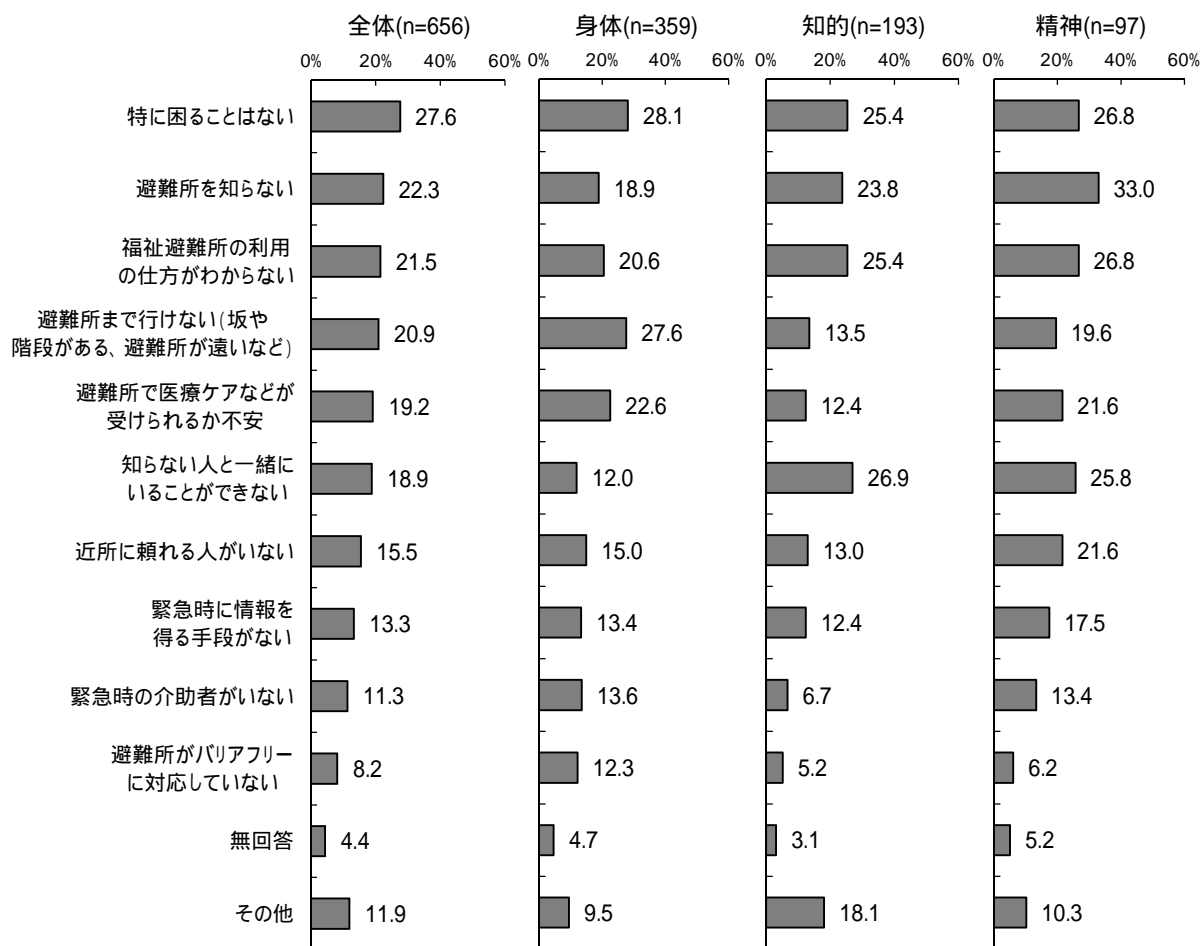


(4) 地震など災害のときに困ること

地震など災害のときに困ることについてみると、全体では「避難所を知らない」が22.3%で最も高く、次いで「福祉避難所の利用の仕方がわからない」が21.5%、「避難所まで行けない(坂や階段がある、避難所が遠いなど)」が20.9%、「避難所で医療ケアなどが受けられるか不安」が19.2%と続いており、「特に困ることはない」は27.6%となっています。

身体では、「避難所まで行けない(坂や階段がある、避難所が遠いなど)」(27.6%)、知的では、「知らない人と一緒にいることができない」(26.9%)、精神では「避難所を知らない」(33.0%)がそれぞれ最も高くなっています。

地震など災害のときに困ること

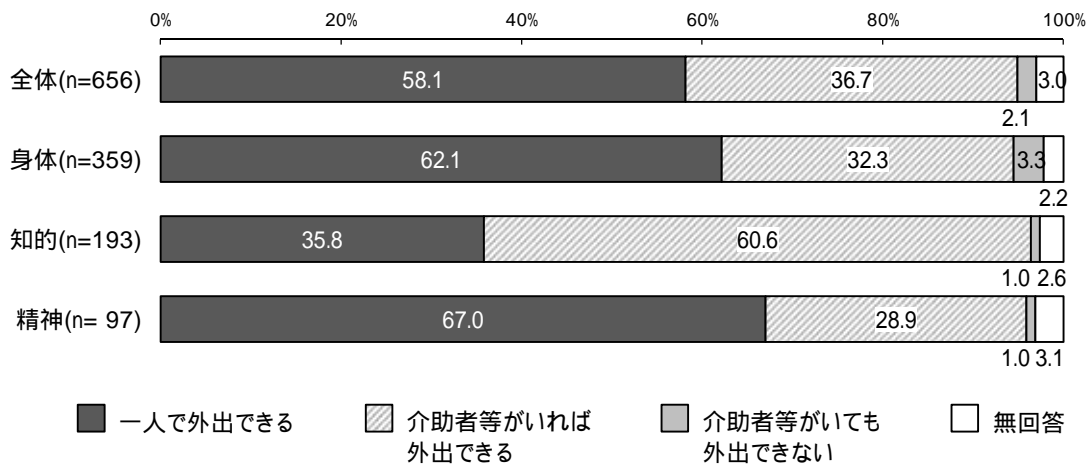


(5) 一人での外出の可否

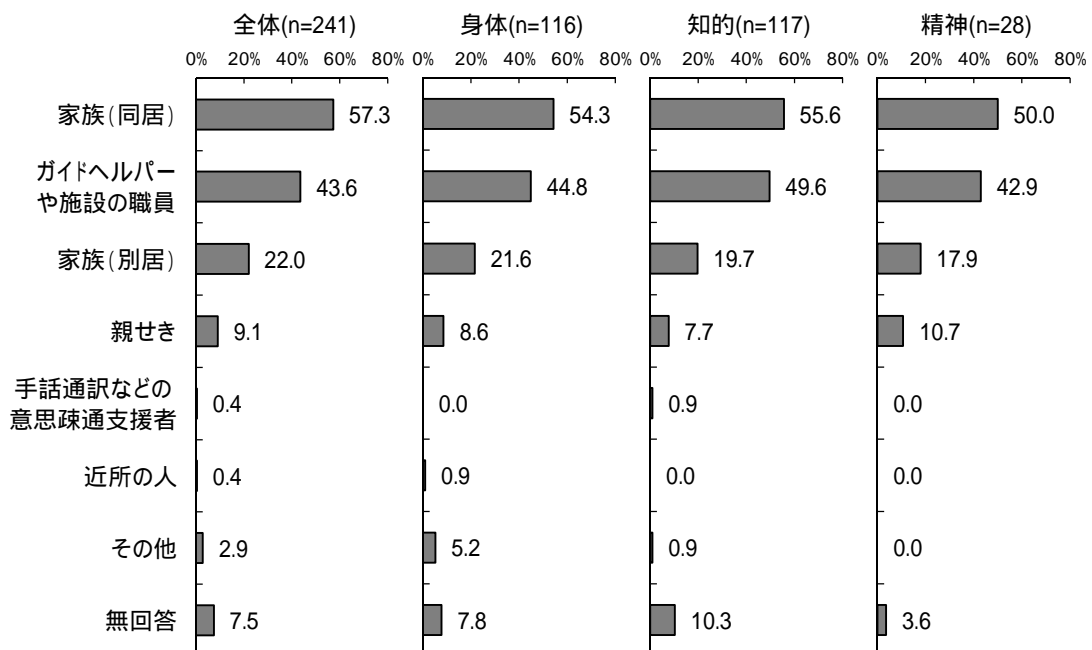
一人で外出できるかどうかについてみると、身体と精神では「一人で外出できる」が60%台となっていますが、知的では「一人で外出できる」は35.8%にとどまり、「介助者等がいれば外出できる」が60.6%を占めています。

「介助者等がいれば外出できる」と答えた人の主な同伴者や必要な支援者についてみると、全体では「家族(同居)」が57.3%で最も高く、次いで「ガイドヘルパーや施設の職員」が43.6%、「家族(別居)」が22.0%、「親せき」が9.1%となっています。

一人での外出の可否



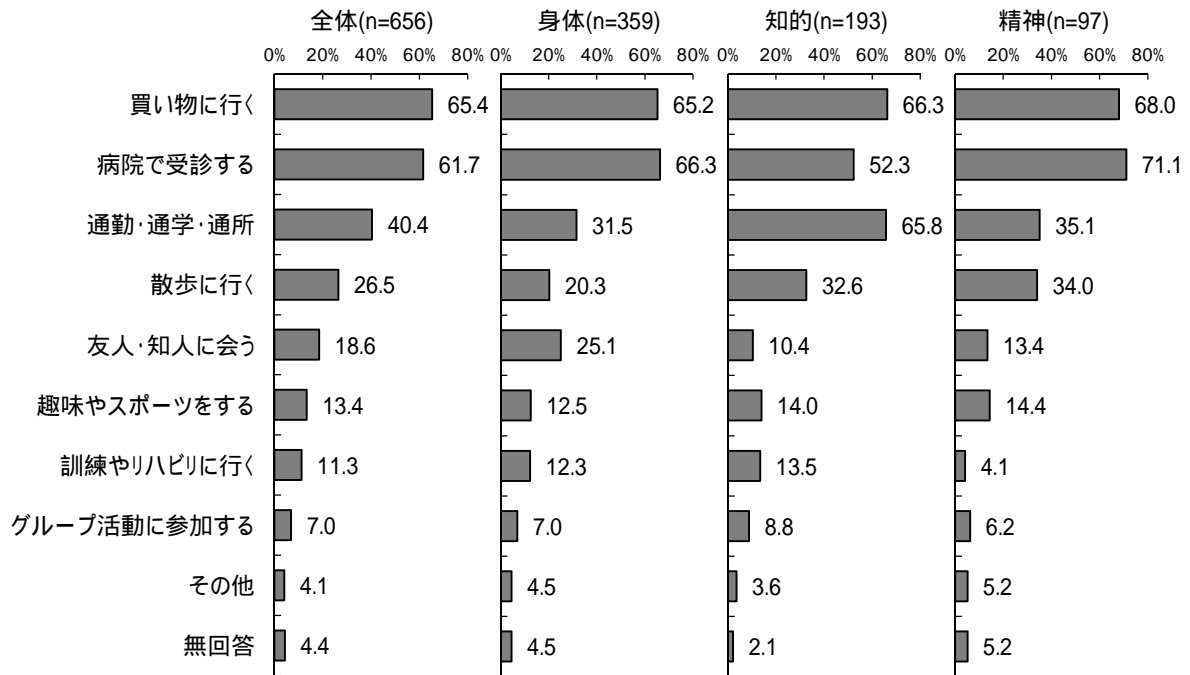
主な同伴者や必要な支援者



(6) 外出の目的

外出する目的についてみると、全体では「買い物に行く」が65.4%で最も高く、次いで「病院で受診する」が61.7%、「通勤・通学・通所」が40.4%となっています。知的では、「買い物に行く」(66.3%)に次いで、「通勤・通学・通所」が65.8%と高くなっています。

外出の目的

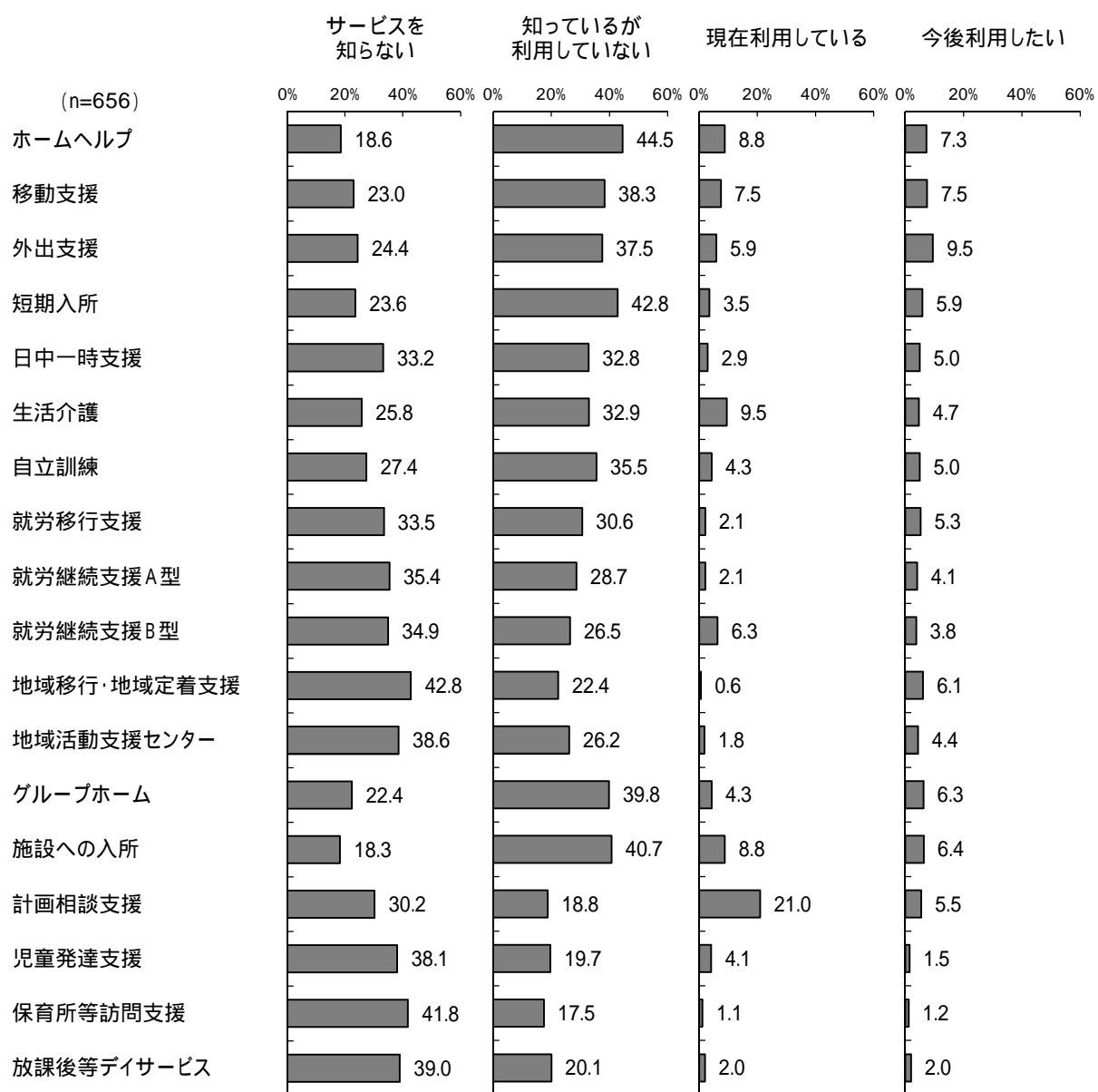


(7) 利用しているサービス

全体での現在利用しているサービスは、「計画相談支援」が21.0%で最も高く、次いで「生活介護」が9.5%、「ホームヘルプ」が8.8%、「施設への入所」が8.8%、「移動支援」が7.5%、「就労継続支援B型」が6.3%、「外出支援」が5.9%となっています。

今後利用したいサービスは、「外出支援」が9.5%で最も高く、次いで「移動支援」が7.5%、「ホームヘルプ」が7.3%、「施設への入所」が6.4%、「グループホーム」が6.3%となっています。

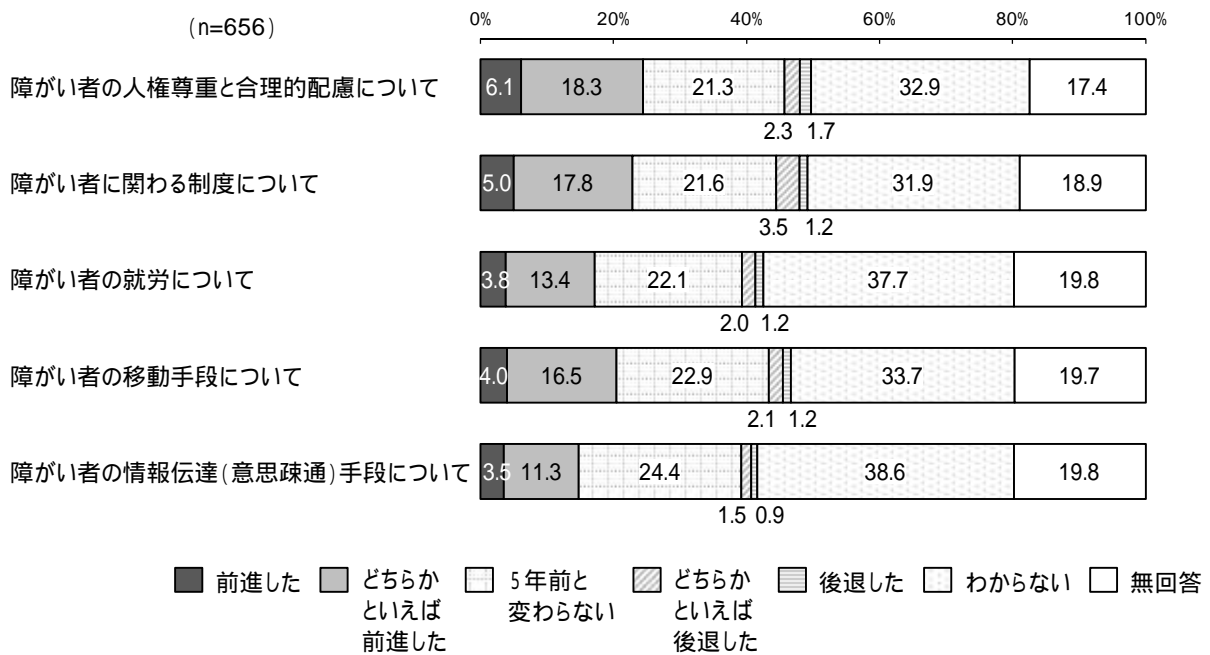
利用しているサービス



(8) 障がい者を取りまく社会環境

この5年間くらいの間の障がい者を取りまく社会環境についてみると、いずれの項目も「わからない」が30%以上、「5年前と変わらない」が20%以上となっており、『前進した』（「前進した」と「どちらかといえば前進した」の合計）は、最も高い「障がい者の人権尊重と合理的配慮について」で24.4%、最も低い「障がい者の情報伝達（意思疎通）手段について」で14.8%となっています。

障がい者を取りまく社会環境

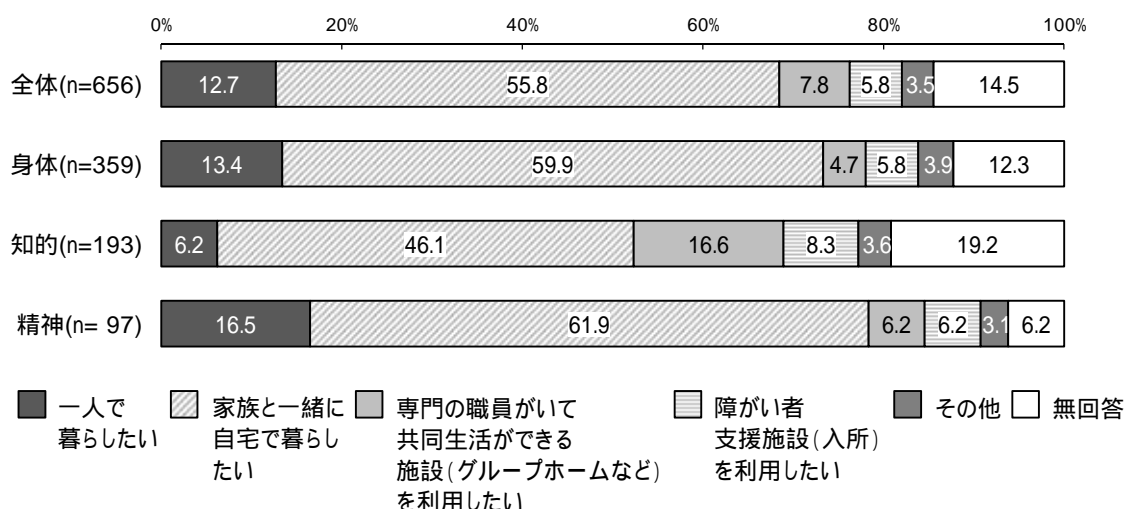


(9) 希望する暮らし方

今後希望する暮らし方についてみると、全体では、「家族と一緒に自宅で暮らしたい」が55.8%で最も高く、次いで「一人で暮らしたい」が12.7%、「専門の職員がいて共同生活ができる施設（グループホームなど）を利用したい」が7.8%、「障がい者支援施設（入所）を利用したい」が5.8%となっています。

身体、知的、精神いずれも「家族と一緒に自宅で暮らしたい」の割合が最も高くなっていますが、知的では「専門の職員がいて共同生活ができる施設（グループホームなど）を利用したい」が16.6%とやや高くなっています。

希望する暮らし方

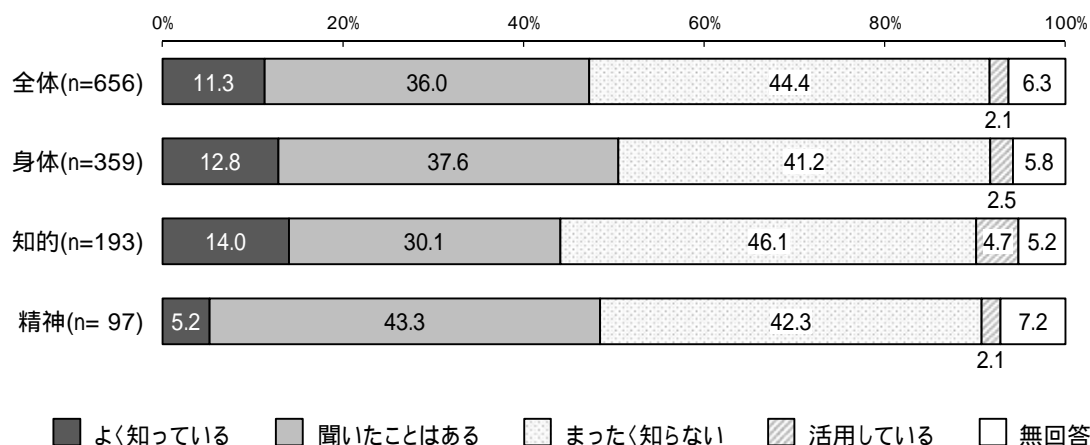


(10) 成年後見制度の認知と利用

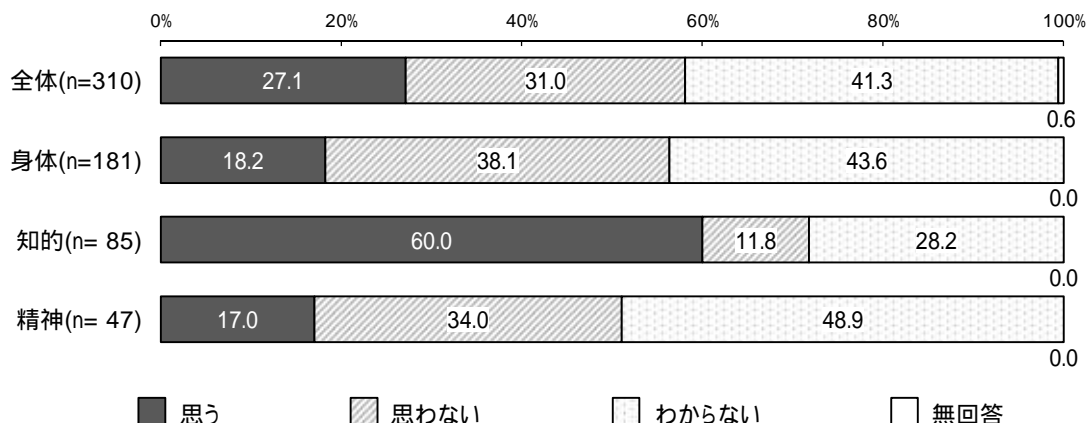
成年後見制度の認知度は、全体では「よく知っている」が11.3%、「聞いたことはある」が36.0%です。「活用している」は2.1%とわずかです。

将来的な成年後見制度の利用についてみると、全体では「思う」が27.1%、「思わない」が31.0%となっています。身体と精神では「思う」は20%未満となっていますが、知的では「思う」が60.0%を占めています。

成年後見制度の認知度・活用状況



将来的に成年後見制度の利用が必要になると思うか

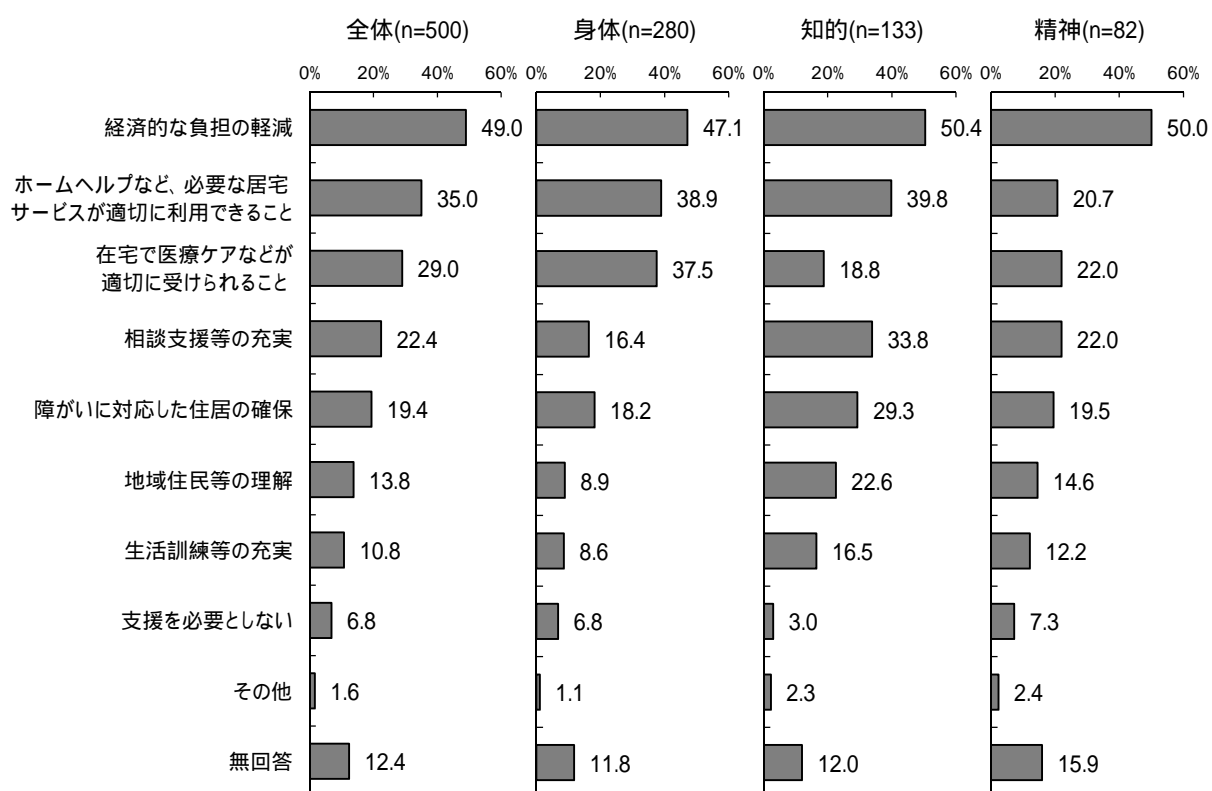


(11) 在宅生活にあればよい支援

在宅で暮らす際にあればよいと思う支援についてみると、全体では、「経済的な負担の軽減」が49.0%で最も高く、次いで「ホームヘルプなど、必要な居宅サービスが適切に利用できること」が35.0%、「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」が29.0%となっています。

身体は、「経済的な負担の軽減」(47.1%)に次いで、「ホームヘルプなど、必要な居宅サービスが適切に利用できること」が38.9%、「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」が37.5%となっており、知的は、「経済的な負担の軽減」(50.4%)に次いで、「ホームヘルプなど、必要な居宅サービスが適切に利用できること」が39.8%、「相談支援等の充実」が33.8%、「障がいに対応した住居の確保」が29.3%となっています。

在宅生活にあればよい支援



第3節 ヒアリング調査のまとめ

1. 調査について

調査対象	団体	障がいのある方や関係者による団体
	事業所	市民が利用している主な障がい福祉施設
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・調査票への記入依頼と回収 ・直接ヒアリング調査 	
設問内容	団体	団体の概要 団体の主な活動内容 団体の運営・活動上の課題・今後の展望など 近年の障がい者を取り巻く社会環境について感じること 淡路市の障がい福祉サービスについてのご意見・ご要望 市の計画策定にあたっての意見等
	事業所	事業所の概要 現在提供している障がい福祉サービス 今後のサービス提供の予定 市内で不足しているサービス 事業所の運営上の課題・問題点 利用者からの苦情・相談 近年の障がい者を取り巻く社会環境について感じること 市の計画策定にあたっての意見等

ご協力いただいた団体・事業所

団体	淡路市身体障害者福祉厚生会 淡路市手をつなぐ育成会 いきいき家族会 くれんよんわあるど たんぽぽの会 淡路障害者自立支援協議会くらす連絡会
事業所	(福)ぶったあ福祉会 (福)淡鳳会 フローラほくだん (福)淡路市社会福祉協議会 (特活)淡路島ファミリーサポートセンターまあるく 障害者福祉施設 さくらんぼの里((医)新淡路病院) (福)幸仁会 かおりの丘ホームヘルプサービス (福)聖隷福祉事業団 聖隷ヘルパーステーション淡路 (一社)まごころ苑 花咲く家 (有)ほすたあ ほのぼのケアセンター (一社)いりどり福祉会 就労継続支援 A 型事業所いりどり (株)アクアスキーム 児童デイサービス ひだまり (福)兵庫県社会福祉事業団 あわじ荘 (福)兵庫県社会福祉事業団 五色精光園

2. 団体ヒアリング結果の概要

(1) 障がい福祉サービスについて

サービス全般

- 高齢者のサービスに比べて、障がい児に対する支援がみえてこない。
- 制度上使いにくいサービスがある。(通学に移動支援が使えない、ヘルパーと看護師を同時帯に
来てもらえないなど)
- 障がい福祉サービスだけでなく、インフォーマルな支援がもっと増えるとよい。
- 障がい特性に対する理解は、まだ十分ではない。
- 医療ケアに対応してもらえない事業所がない。
- 将来の自立生活を念頭においた体験を、親がいるあいだからさせておきたい。
- 親亡き後の子どもの生活が心配である。
- 誰もが安心して生活できる社会は「障がい者」の視点なしには実現しないと思う。

通所系サービス

- 療育を受けられる事業所が限られていて、時間帯や場所の選択肢が少ない。
- 親が仕事をしていると送迎があると利用しやすい。(知的障がい児)
- いずれの事業所も丁寧に対応してくれている。
- 地域の小学校・保育所との交流機会を作ってくれている。
- 人手不足で職員の負担が大きく大変そうに思う。
- 知的障がいの通所系サービス事業所は旧町単位に最低一箇所はあるが、精神の通所系サービス事業所は少ない。
- 市西部に居場所(地域活動支援センター)があるが、東部にない。

入所系サービス

- ショートステイが不足している。
- ショートステイを利用したいが子どもの障がい特性上(暴れたり、パニック)預けられない。
- 自宅で過ごす生活に近い、障がい者が落ち着いて生活ができるグループホームがあれば良い。

(2) 地域生活・家族について

- 自動車を運転できない知的障がい者や重度の身体障がい者は移動手段の確保に困る。
- 近所の人はいさつや声掛けを普通にしてくれる。
- 店舗などでの対応や住民の意識も一昔前に比べて向上していると感じる。
- 一人暮らしの障がい者の見守りが課題。
- 精神疾患を発病することで、妄想などを伴い友人などが離れていくため、地域や仲間との関わりが希薄になる。
- 小さいときは一緒に遊んでくれていた友達も、大きくなると、勉強やクラブ活動が忙しく、だんだん友達が離れていく。(知的障がい児)
- 家族のなかに障がい者への無理解がある場合がある。

(3) 災害対策について

- 要援護者名簿に登録しておくとう安心感がある。

- 災害被害が大きいほど公的な支援が滞るため、地域との繋がりが大切だと感じている。
- 知的障がい児は障がい特性上、団体行動できなかつたり、慣れた環境でないとパニックになつたりするので、一般の避難所や高齢者に対応したの福祉避難所は利用できない。
- 同じような障がいのある子の家族となら、一般の避難所よりも子どもの負担も少ないし、親もお互いに理解があるので、市内の作業所を避難所にしてしてもらえるとよい。
- 災害時に一般の避難所を利用しにくい。普段から睡眠薬を飲んでいる人も多いので、環境が変わると余計に眠れないし、体調を崩したりする。(精神障がい者)

(4) 就労について

- 支援学校卒業後の就職先(就労支援A B、就労移行など)が心配である。
- 障がい者理解がもっとあってほしいが、経営面で企業が雇用しにくい点も理解はできる。(精神障がい者)

(5) 当事者団体の活動について

- 役員等の負担が大きいので、活動の幅を広げるのが難しい。(知的障がい)
- 恒常的に使える活動場所が欲しい。(知的障がい)
- 団体の活動は、保護者の情報交換・相互相談・親睦の場となっている。
- 少ない会員でも、勉強会やレクリエーションなどを地道に活動していきたい。
- 当事者の家族同士なので、悩みを話せる場となっている。
- 団体の活動を通じて、市や健康福祉事務所に些細なことでも相談できる。
- 会員が高齢化し、新入会もないため、今後の組織運営が課題となっている。(身体障がい)
- 細く長く、継続は力と思って続けていきたい。

(6) 学校について

- 先生の障がいに対する理解が乏しい。
- 知的障がいに対する障がい者理解の教育がない。

3. 事業所ヒアリング結果の概要

(1) 事業所から見た障がい者の状況

- 65歳で介護保険サービスに移行することに不安や困難を感じている。(通い慣れた施設や職員が変わる不安、障がい特性を理解されるかの不安、介護保険の事業所になじめない、障がい者に対応した設備(浴槽)がない、利用者負担の発生による経済的負担の増大、ヘルパーの訪問回数の減少など)
- 高齢化により病院にかかることが増えている。
- 障がいに加えて高齢化、生活困窮などを抱える人が増えている。
- 特に精神障がい、発達障がいは、一人ひとり状態像が異なるため、個別対応が必要となる。
- 医療ケアの必要な人が増えている。

(2) 障がい児の状況

- 早期診断により療育対象の子どもが増えている。

- 親が子どもの障がいを受け入れるのに時間がかかることがある。
- 子育てに対する親の不安が大きい。
- 子育ての負担に加えて障がい児であることで、母親に対するケアが必要である。
- 一定の理解ができている反面コミュニケーションの困難を抱えているため、ボーダーの子どもの方がかえって対応が難しいことがある。

(2) 障がい者を取り巻く状況

移動手段

- 送迎がないとサービスを利用できない。
- 自動車の運転ができないと外出機会が少なくなる。

家庭環境、家族関係

- 家族介助者の高齢化により親亡き後の心配が増えている。
- 本人以外に家族も障がいがあるなど支援が必要な場合が多い。
- 子どもの障がいをオープンにできず、祖父母の支援を受けられないことがある。
- 家族の理解や支援が障がい者本人の状態に影響する。(特に精神障がい者)
- 親が当事者を抱え込む傾向がある。
- 本人が希望する就職に親が反対するなど、本人の生活能力、社会性の形成が阻害されることがある。

障がい者の就労

- 就労移行支援で成果に結びつけることが難しい。
- 就労継続支援 B 型は、固定的な利用者が一定程度存在する。
- 就労継続支援 B 型で満足して、A 型や一般就労を目指す気持ちが低い傾向がみられる。

(3) 事業所の現状

職員の人手不足

- 職員を募集しても応募がない。
- 外部研修に行かせたくても現場の人手が足りないので行かせることができない。
- 職場内教育訓練で職員を育てる体制がとれない。
- サービスの現場で利用者の希望にすぐに対応できないことがある。
- 利用者の病院通院頻度が増加して職員の負担が増大している。
- 3障がいを受け入れることで、個別対応が増加している。
- 同性介助の対応が難しいときがある。

サービスの利用状況

- 高齢と障がいに生活困窮も加わって、生活しづらい人の相談が複雑になっている。
- 家族が高齢化し病気になると家でみられないなど、短期入所の利用でロングステイが増加している。
- 親が高齢化し、将来的に施設入所を希望する人が増えている。
- 短期入所の空きが少ない。
- 入所施設は満床である。

- 医療ケアのために看護師を配置できる日数、時間が限られている。
- 以前に比べると減っているものの、精神障がい者で自宅にヘルパー、看護師が入ることへの抵抗感がある。
- 早期療育のニーズは高いが、希望に応えられていない。
- 児童発達支援、放課後等デイサービスは、保護者への支援の場ともなっている。

第4節 調査結果等から見る課題

障がいの重度化・障がい者の高齢化等への対応

- 障がい者が65歳になると、サービスの利用において介護保険制度が優先されることから、介護保険サービスに移行するケースが増えていますが、障がい者の不安は大きく、介護保険の事業所になじめず、閉じこもりにつながる可能性が指摘されています。新たに位置づけられる共生型サービスが利用者支援につながるよう適切に運用されることが必要です。
- 障がいに加えて、高齢化、生活困窮など複数の困難を抱える人が増えており、障害福祉サービスだけでなく、関係各課・機関が連携して支援にあたる必要性が増しています。
- 親の高齢化は、親亡き後の不安につながっており、施設入所の希望が増えています。本人・家族を含めて、将来を見据えて自立生活に向けた支援が必要です。

障がい児への対応

- 保護者は、子育ての負担感に加えて子どもに障がいがあることで不安が一層増しています。子どもの世話が母親に偏りがちなため、特に母親の不安を軽減する支援が必要です。
- 障がい当事者の家族による当事者団体活動は、同じ立場の人に悩みを相談できたり、アドバイスを受けられるなど、家族支援にもつながっていることから、活動に対する継続的な支援が必要です。

サービスの提供体制について

- 家族の高齢化により家庭での介助力が低下しているなどにより、ショートステイの利用期間が長期化しています。そのためショートステイの需要に対して、十分応えられていない状態です。
- 障がい者の高齢化は、加齢に伴う疾病により医療ケアが必要なケースの増加にもつながっています。一方、児童にも先天性疾患等による医療的ケア児が増加しています。こうした医療ケアに対応できる事業所が不足し、受け入れ事業所内の人員体制も不十分です。
- 入所施設はいずれも満床で、新たな入所希望を受けられない状態です。
- 制度上、いずれの事業所でも3障害の受入が前提となっていることから、支援現場での個別対応が増加しています。サービス提供事業所職員の負担が増大しています。
- 児童発達支援、放課後等デイサービスの需要は高いですが、事業所が限られているため、時間帯や内容の選択肢が少ない状況です。
- 精神障がい者が利用しやすいサービス事業所、地域活動支援センターの所在場所が市内で偏りがあります。

就労について

- 就労移行支援サービスから一般就労に移行し、定着することが難しい現実があります。
- 本人や家族の気持ちとして、一般就労や就労継続支援A型よりも就労継続支援B型で無理せず仕事をするほうが良いという人が増えている傾向があります。
- 特別支援学校卒業後すぐに一般就労が難しい場合に、段階を踏んだ適切な就労支援サービスを受けられるか心配に思う声が聞かれています。
- 就労を希望する障がい者が、それぞれの障がい特性に応じた合理的配慮を受けながら、自らの能力を発揮して仕事をするのができ、経済的な安定と人としての尊厳が守られる就労支援の体制整備が必要です。

相談支援について

- 複合的な課題を抱えていることで、相談内容が複雑化しているケースが増えています。相談支援専門員には、より多くの知識やコーディネート力の向上が求められています。
- 障がい者ほぼ全員が相談支援専門員による計画相談を受けられていますが、ライフステージの変わり目などの必要なモニタリングが十分でない場合もあることから、必要な時と場合にきめ細かな対応を行う相談の質的向上が求められています。

地域生活について

- アンケート調査の結果では、地域で暮らしたいという希望が多いにもかかわらず、施設入所の希望が増加している傾向があることは、障がい者が地域生活できる基盤整備が十分でないことを表していると考えられます。障がい者が支援を受けながら自立生活を送れるグループホームを希望する声が聞かれています。
- 公共交通機関の限られている淡路島では、地域生活をするうえで、通院や就労、その他の日中活動のための移動手段の確保が課題です。
- 一人暮らしの障がい者に対する見守り体制の必要性が挙げられています。

災害時の支援体制について

- 災害時に困ることとして、身体障がい者では「避難場所に行くことが難しい」、知的障がい者では「知らない人と一緒にいることができない」、精神障がい者では「避難所を知らない」などと障がい種別によって困りごとが異なります。こうした違いの背景を理解して、障がい者の不安を軽減するよう、災害時の避難体制を確保することが必要です。
- 避難行動要支援者（災害時要援護者）名簿に登録している人はわずかです。個人情報保護等に不安を感じて登録を躊躇する様子もうかがえていることから、障がい者が安心して登録ができ、安全を確保される環境整備が必要です。